

| 公共工事の名称、場所、期間及び種別 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施） | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 公益法人の場合 | | | 備考 |
|--|---|------------|-----------------------------------|--------------------------|--------------|--------------|--------|---------|---------------|------|----|
| | | | | | | | | 公益法人の区分 | 国所管、都道府県所管の区分 | 応募者数 | |
| 飯岡（27）組立場新設工事 千葉県旭市 平成27年09月16日～平成28年09月30日 建築一式工事 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月15日 | 阿部建設（株） 旭市二の528 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 326,455,005円 | 320,760,000円 | 98.26% | | | | |
| 木更津（27）運動施設新設造成工事 千葉県木更津市 平成27年09月16日～平成28年3月31日 土木一式工事 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月15日 | （株）吉田組 姫路市広畑区正門通3-6-2 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 136,622,136円 | 124,200,000円 | 90.91% | | | | |
| 市ヶ谷（27）庁舎改修工事 東京都新宿区 平成27年09月19日～平成30年2月28日 建築一式工事 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月18日 | 大成建設（株） 新宿区西新宿1-25-1 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 386,249,637円 | 385,560,000円 | 99.82% | | | | |
| 横田（27）施設資材庫新設機械工事 東京都福生市 平成27年10月01日～平成28年08月31日 管工事 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月30日 | 日比谷総合設備（株） 港区芝浦4-2-8 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 107,352,543円 | 96,444,000円 | 89.84% | | | | |
| 習志野（27）倉庫新設建築工事 千葉県船橋市 平成27年10月01日～平成28年03月31日 建築一式工事 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月30日 | （株）本間組 新潟市中央区西湊町通三ノ町33 00-3 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 232,768,948円 | 226,800,000円 | 97.44% | | | | |
| 練馬（27）宿舍新設建築設計 東京都練馬区 平成27年09月02日～平成28年03月31日 建設コンサルタント 建築 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月1日 | （株）窓建コンサルタント 新宿区新宿6-28-8 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 39,064,796円 | 22,464,000円 | 57.50% | | | | |
| 目黒（27）既設建物現況調査 東京都目黒区 平成27年09月12日～平成28年03月15日 建設コンサルタント 建築 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月11日 | （株）日東設計事務所 新宿区三栄町23-1 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 28,264,701円 | 10,584,000円 | 37.45% | | | | |
| 防医大（27）庁舎耐震建築設計 埼玉県所沢市 平成27年09月16日～平成28年03月31日 建設コンサルタント 建築 | 支出負担行為担当官 北関東防衛局長 渡邊 一浩 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 | 平成27年9月15日 | （株）綜企画設計 千代田区岩本町2-5-2 | 一般競争入札 （総合評価方式） | 60,027,359円 | 52,596,000円 | 87.62% | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
 （注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。